

# 砂川市農業委員会

## 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 8 年 3 月 25 日

砂川市農業委員会

### 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

砂川市の農地は中山間地域も多く、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型に一定の特徴があり、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化が求められている。

特に、中山間地域では遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていかなければならない。一方、平地では土地利用型の稲作を中心に、玉ねぎやトマト、ミニトマト、キュウリなどの施設野菜の栽培が盛んであり、担い手への農地の集積・集約化を進めていく必要がある。このため、砂川市が農業者等の協議の結果を踏まえて策定・公表した「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画」）に基づいて、各種農地制度を活用しながら農地の利用調整に取り組んでいく。

以上のような観点から、地域の強みを活かした活力ある農業・農村を築くため、農業委員が担当地区を中心に積極的に活動し「農地等の利用の最適化」が進展していくよう、法第 7 条第 1 項に基づき、砂川市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、及び、改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する砂川市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後にめざす農地の状況等を示すものであり、3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和8年2月末)	1,500 ha	0.00 ha	0.00 %
3年後の目標 (令和11年2月末)	1,500 ha	0.00 ha	0.00 %
目 標 (令和15年2月末)	1,500 ha	0.00 ha	0.00 %

注1：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員は農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。  
 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」  
 に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況  
 の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和8年2月末)	1,500 ha	1,140.4 ha	76.0 %
3年後の目標 (令和11年2月末)	1,500 ha	1,262.5 ha	84.2 %
目 標 (令和15年2月末)	1,500 ha	1,425.0 ha	95.0 %

注1：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、  
 平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違が  
 あるときは、地域ごとに記述する。

### 【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業 農家数)	担い手			
		認定農業者	認定 新規就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和8年2月末)	111 戸 ( 61 戸)	61 経営体	8 経営体	42 経営体	1 団体
3年後の目標 (令和11年2月末)	102 戸 ( 58 戸)	58 経営体	10 経営体	18 経営体	2 団体
目 標 (令和15年2月末)	91 戸 ( 49 戸)	49 経営体	11 経営体	7 経営体	3 団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認  
 し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考  
 値である。

また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2025年農林業センサスの数値を記  
 入する。

注3：目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

## (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

### ① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに積極的に関わる。

### ② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、砂川市、農地中間管理機構、新砂川農業協同組合等と連携し、(ア) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(イ) 利用権の設定期間が満了する農地 (ウ) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地等をリスト化し、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

### ③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 砂川市内の農地の利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整、利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、新規参入の受け入れや農用地区域の見直しなど、地域に応じた取り組みを検討する。

### ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

## (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 7 年度）	1 人 （ 2.3 ha ）	0 法人 （ 0.00 ha ）
3年後の目標 （令和 10 年度）	1 人 （ 1.5 ha ）	1 法人 （ 3.0 ha ）
目 標 （令和 14 年度）	1 人 （ 1.5 ha ）	1 法人 （ 3.0 ha ）

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関係機関との連携について

- 農業委員会ネットワーク機構や農地中間管理機構等と連携して、農地の借入れ意向のある認定農業者や参入希望者（個人・法人）の情報を把握し、必要に応じて現地見学などを行う。

##### ② 新規就農フェア等への参加について

- 砂川市農業担い手育成センターの構成員として、農業委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

##### ③ 企業参入の推進について

- 農業の担い手が不足している状況では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構とも連携して企業の参入をサポートする。

##### ④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員は、新規参入者（個人・法人）の地域での受入を調整するとともに、就農後もフォローアップを行う。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人・法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

砂川市が策定した「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、砂川市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農業者への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力